

＜外国人による土地取得等のルールの在り方検討会＞ 事務局説明資料

令和8年7月21日

目次

1． 防衛関係施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2． 離島の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3． 土地所有等情報の実態把握における不動産ベース・ レジストリの活用イメージ・・・・・・・・	6

安全保障上懸念のある者が防衛関係施設近傍の土地を取得した場合、一般論として以下のようリスクが想定される。

① 保全リスク

【想定される主なリスク】

- ・ 自衛隊の動向、配置、行動パターン、電波・通信情報等が常続的かつ秘密裏に収集・分析され、我が方の能力や手の内が明らかとなること

② 運用妨害リスク

【想定される主なリスク】

- ・ 自衛隊の通信・訓練・演習のほか、安全な飛行／航行の妨害
- ・ 隊員の健康被害

③ 武器等の製造・集積拠点化リスク

【想定される主なリスク】

- ・ 我が国への武力攻撃等に際して、侵攻の拠点、橋頭堡、兵站拠点に転用され、自衛隊の作戦に影響が生じるリスク

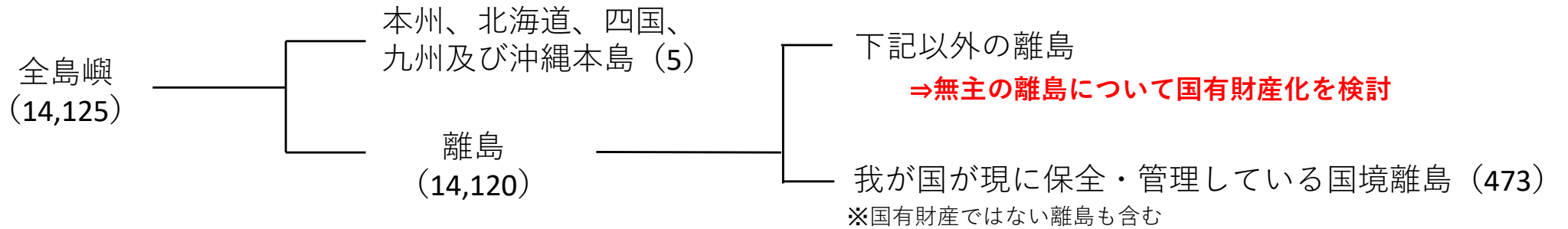
④ 活動拠点化リスク

【想定される主なリスク】

- ・ 自衛隊の重要な装備品（High Value Asset）等を対象にした安全保障上懸念のある者による不法活動の拠点とされるリスク

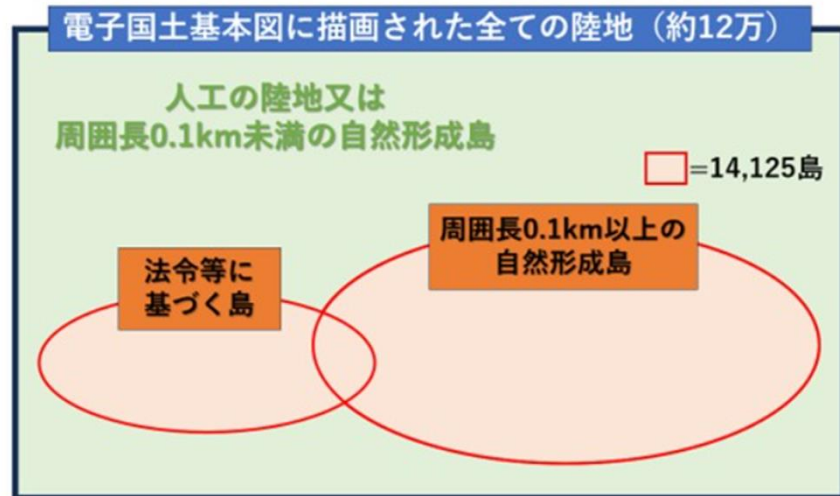
離島の状況

日本の島嶼構成

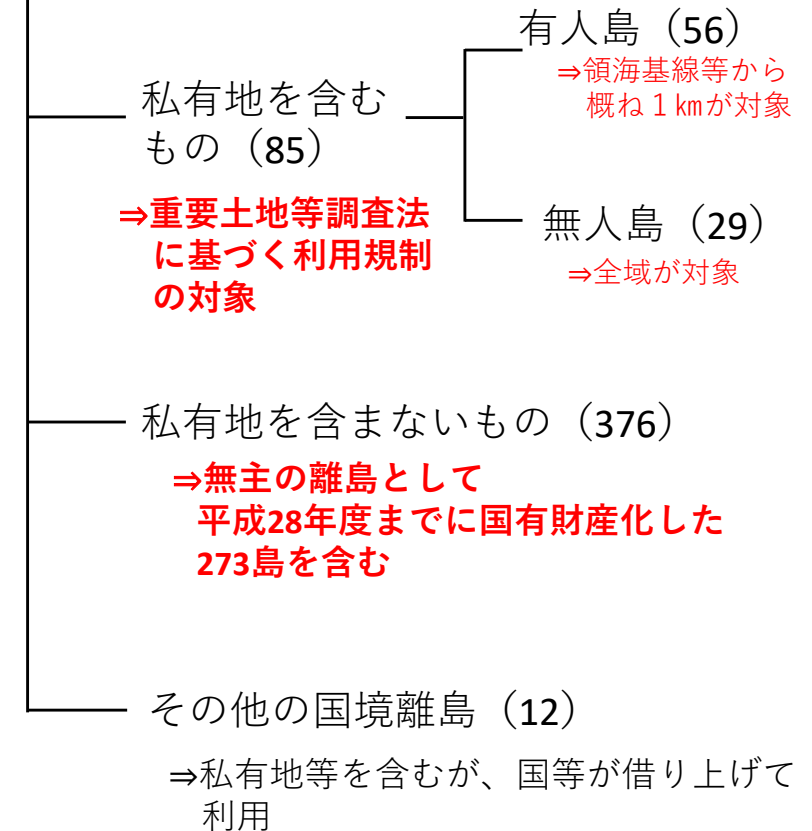


【全島嶼の計数方法】

1. 法令等（離島振興法、有人国境離島法等）に基づく島を重複なく計数する。
2. 1. のほか、電子国土基本図に描画された全ての陸地120,729（令和4年1月時点）のうち、周囲長0.1km以上の海外線で囲われた陸地を対象に計数する。（この際、自然に形成されたと判断できる陸地のみを計数の対象とする。）
3. 1. 2. いずれにおいても、湖沼等にある陸地は計数の対象外とする。



（出典）国土地理院HPより作成



重要土地等調査法の対象となっている無人の国境離島

●重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針

(令和4年9月16日閣議決定) (抄)

3 特別注視区域の指定の対象

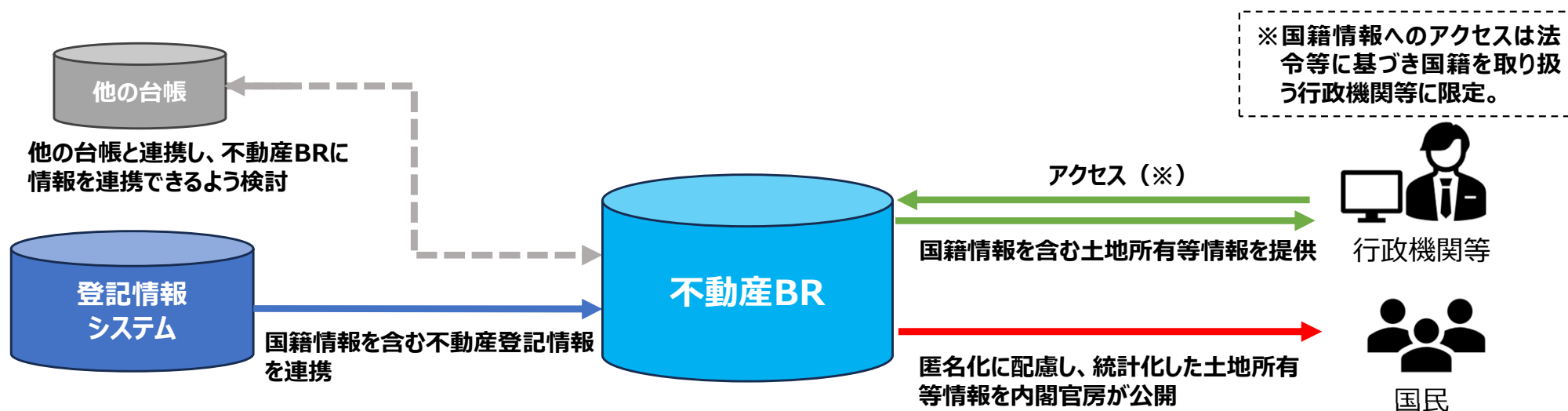
(2) 特定国境離島等

特別注視区域の指定は、我が国が現に保全・管理を行っている国境離島のうち、原則として、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在する無人のものについて、その全域を対象とする。

	区 域		名 称
1	北海道	根室市	イソモシリ島・ハボマイモシリ島
2	北海道	松前郡松前町	大島
3	北海道	枝幸郡枝幸町	ゴメ島
4	北海道	厚岸郡厚岸町	大黒島
5	青森県	下北郡大間町	弁天島
6	東京都	八丈町	小島
7	東京都	-	鳥島
8	東京都	小笠原村	聳島
9	東京都	小笠原村	北硫黄島
10	島根県	出雲市	ましま
11	島根県	出雲市	マ島
12	島根県	出雲市	やり島
13	島根県	出雲市	オノカメ
14	島根県	出雲市	鱸島
15	島根県	隠岐郡隠岐の島町	黒島

	区 域		名 称
16	島根県	隠岐郡隠岐の島町	沖ノ島
17	島根県	隠岐郡隠岐の島町	カビ島
18	島根県	隠岐郡隠岐の島町	黒島
19	島根県	松江市	沖ノ御前島
20	島根県	松江市	鶴島
21	島根県	松江市	乙島
22	島根県	松江市	平島
23	島根県	松江市	土島
24	島根県	松江市	大島
25	長崎県	対馬市	黒島
26	長崎県	対馬市	内院島
27	長崎県	五島市	男島
28	鹿児島県	鹿児島郡十島村	臥蛇島
29	沖縄県	八重山郡竹富町	外離島・内離島

土地所有等情報の実態把握における不動産ベース・レジストリの活用イメージ



○不動産ベース・レジストリ整備スケジュールイメージ

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度以降
不動産BRの整備		先行して地図 情報の提供開始	国籍情報を含む 登記情報の提供
国籍情報を不動産BRに取り込むための準備作業		不動産BR 本格稼働	